令和3年度　所定疾患施設療養費　算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。
※令和3年4月の介護報酬改定に伴い、算定条件が一部変更となります。

◆◇◆ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）について ◆◇◆

実施施設／千葉徳洲苑

＜算定条件＞

1．所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合に限る）に、1回に連続する10日を限度とし、月1回限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
2．所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3．所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
　◆肺炎　　◆尿路感染症　　◆帯状疱疹　　◆蜂窩織炎
4．算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
5．当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
6．介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

令和3年度（年間）まとめ

報酬算定式【入所480単位×地域加算10.54／月10日限度】

疾病名	件数	日数	治療法
肺　　炎	1	8	抗生剤投与、喀痰排出促進剤等にて治療 必要時は病院と同じく欠食とし点滴、酸素投与を実施
尿路感染症	6	27	水分補給（経口・点滴）、および経口抗生剤の処方等にて治療
帯状疱疹	0	0	
蜂窩織炎	0	0	

【算定期間／令和3年4月1日～令和4年3月31日】

令和3年度／月別状況

疾病名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
肺　　炎	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	1	1	2	11	0	0	2	11	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0